

Subject: 【日歯保険医療課】 社会保険歯科診療報酬点数早見表（令和4年7月）の送付について

From: 日歯保険医療課 <iryou@jda.or.jp>

Date: 2022/06/01 16:00

To: undisclosed-recipients;

都道府県歯科医師会 御中

お世話になっております。

令和4年7月からの歯科用貴金属材料の随時改定に際して、
添付の通り社会保険歯科診療報酬点数早見表を作成いたしました。
都道府県歯科医師会へは6月8日以降から2枚1セット2つ折り（赤黒版）を
順次お送りする予定となっております。

本会ホームページ・メンバーズルーム（医療保険・診療報酬コンテンツ内）においても、
後日に掲載する予定です。

また昨日、厚生労働省より通知が発出されておりますので
あわせてお送りいたします。

なお、本連絡は社保ネット担当の先生方にも社保ネット（メール）を通じてお送りしております。

〈添付ファイル〉

- ・点数早見表（令和4年7月）白黒版データ.pdf
- ・点数早見表（令和4年7月）赤黒版データ.pdf
- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について.pdf

☆☆-----

公益社団法人 日本歯科医師会

事業部 保険医療課

〒102-0073東京都千代田区九段北4-1-20

TEL:03-3262-9215

FAX:03-3262-8970

mailto:iryou@jda.or.jp

-----☆☆

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和4年7月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》			
手 術	抜歯手術 (1歯につき)	乳歯 …… 130 (195)	前歯 …… 160 (240)
	白歯 …… 270 (405)	難抜歯加算 …… +230 (+345)	(前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術)
	埋伏歯 …… 1080 (1620)	(骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る)	下顎智歯(骨性・水平埋伏) …… +130 (+195)
	歯根分割掻爬術 …… 260 (390)	ヘミセクション(分割抜歯) …… 470 (705)	抜歯窩再掻爬手術 …… 130 (195)
	歯槽骨整形手術 } …… 110 (165)	骨腫除去手術 }	腐骨除去手術
	歯槽部に限局するもの …… 600 (900)	顎骨(片側の1/3未満) …… 1300 (1950)	顎骨(片側の1/3以上) …… 3420 (5130)
	口腔内消炎手術	智歯周囲炎の歯肉弁切除等 …… 120 (156)	歯肉膿瘍等 …… 180 (234)
	骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 …… 230 (345)	顎炎又は顎骨骨髓炎等	1/3顎未満 …… 750 (1125)
	1/3顎以上 …… 2600 (3900)	全顎 …… 5700 (8550)	口腔外消炎手術 (骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等)
	2cm未満のもの …… 180 (270)	2cm以上5cm未満のもの …… 300 (450)	5cm以上のもの …… 750 (1125)
	歯根嚢胞摘出手術	歯冠大 …… 800 (1200)	拇指頭大 …… 1350 (2025)
	鶏卵大 …… 2040 (3060)	歯根端切除手術 (1歯につき) (歯根端閉鎖の費用を含む)	歯科CT、手術用顕微鏡を使用 …… 2000 (3000)
上記以外 …… 1350 (2025)	注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。		
口腔内軟組織異物(人工物)除去術	簡単なもの …… 30 (45)	困難なもの	
浅在性のもの …… 680 (1020)	深在性のもの …… 1290 (1935)	歯肉、歯槽部腫瘍手術 (エプーリスを含む)	
軟組織に限局するもの …… 600 (900)	硬組織に及ぶもの …… 1300 (1950)	顎関節脱臼非観血的整復術	
(片側) …… 410 (615)	歯槽骨骨折非観血的整復術	1～2歯 …… 680 (1020)	
3歯以上 …… 1300 (1950)	創傷処理 (口腔内縫合術)	長径5cm未満(小深) …… 1400 (2100)	
5cm以上10cm未満(中深) …… 1880 (2820)	5cm未満(小浅) …… 530 (795)	5cm以上10cm未満(中浅) …… 950 (1425)	
歯周外科手術	歯周ポケット掻爬術 …… 80 (120)	新付着手術 …… 160 (240)	
歯肉切除手術 …… 320 (480)	歯肉剥離掻爬手術 …… 630 (945)	歯周組織再生誘導手術(GTR術)(材料料は別算定)	
1次手術(誘導膜の固定) …… 840 (1260)	FOp及びGTR1次手術時歯根面レーザー	応用加算 …… +60 (+90)	
2次手術(非吸収性膜の除去) …… 380 (570)	歯肉歯槽粘膜形成手術	歯肉弁根尖側移動術 …… 770 (1155)	
歯肉弁歯冠側移動術 …… 770 (1155)	歯肉弁側方移動術 …… 770 (1155)	遊離歯肉移植術	
(手術野ごと) …… 770 (1155)	SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定	頬、口唇、舌小帯形成術 …… 630 (945)	

麻酔	伝達麻酔 …… 42 (63)	浸潤麻酔 …… 30 (45)	吸入鎮静法	30分まで …… 70 (105)	静脈内鎮静法 …… 600 (900)
	(下顎孔・眼窩下孔)	(手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)		30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに …… +10 (+15)	

歯 冠	補綴時診断料 (1装置につき)	新製(ブリッジ、有床義歯の新製) …… 90	新製以外 …… 70	即時充填形成(充形) …… 128 (192)	インレー修復形成(修形) …… 120 (180)			
	歯冠形成 (1歯につき)	(大臼歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り)						
		金 属 冠		非 金 属 冠		既 製 冠		
		前歯1/2冠 レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠	白歯1/2冠 FMC チタン冠	接着Brの支台 接 着 冠	硬質レジン	CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ	乳歯金属冠 既製金属冠	
		生PZ	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)
		失PZ	636 (954)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)
		ブリッジ支台歯形成加算(金属冠、非金属冠) …… +20 (+30)						
		テンポラリークラウン (1歯1回)(製作、装着、装着材料料の費用を含む) …… 34 (51)						
		(前歯のレジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠、レジン前装チタン冠、CAD/CAM冠)						
		窩洞形成(KP) {単純なもの …… 60 (90)		ファイバーポスト(材料料を含む)		(大・小白歯は根管数により最大2本まで)		
		複雑なもの …… 86 (129)		直接法		間接法		
		※Br支台歯形成加算として複雑なもののみ(1歯につき)+20(+30)		1本		2本		
	う蝕歯無痛窩洞形成加算(う蝕無痛)		2本		2本			
	(KPと充形が対象) …… +40 (+60)		2本		2本			
	支台築造 (材料料を含む)							
		メタルコア	その他					
	大臼歯	257 (345)	159 (222)					
	前・小白歯	200 (275)	147 (210)					

修 復	印象採得料 (1個につき)	支台築造(メタルコア・ファイバーポストの印象) …… 50 (75)	単 純 …… 32 (48)	連 合 …… 64 (96)	歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)	(大臼歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り)	(レジン前装金属冠は前歯又はブリッジ支台の第1小白歯に限り)					
	咬合採得料 (1個につき) …… 18 (27)	装着料 (1個につき)	歯冠修復 …… 45 (68)	内面処理加算1(CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー) …… +45 (+68)				金属歯冠修復	インレー	前歯1/2冠	白歯1/2冠	FMC
	装着材料料	接着性レジンセメント(レジン系)標準型・自動練和型 …… 17	グラスアイオノマー系レジンセメント(グラスアイオノマー系)標準型 …… 10	自動練和型 …… 12	単純なもの	複雑なもの					前歯・小白歯	
	歯科用合着・接着材料I …… 12	歯科用合着・接着材料II …… 12	(グラスアイオノマーセメント(接着用)、シアノアクリレート系セメント)	歯科用合着・接着材料III …… 4	乳歯	銀	合金	204	314		501	
	(歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイポンド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント)	仮着用セメント(1歯につき) …… 4	根面被覆(材料料を含む)	前歯・小白歯	大臼歯	前歯1/2冠	白歯1/2冠	FMC	レジン前装金属冠	前歯・小白歯		
		根面板	金パラ	494	637	1117	1057	1390	2340			
		レジン充填	銀合金	204	213	406	346	501	1277			
		レジン充填		117(170)		637	1110	1349	1762			
		非金属歯冠修復(材料料を含む)	レジンインレー {単純 …… 157	複雑 …… 220	硬質レジンジャケット冠(前歯・小白歯)(大臼歯は金属アレルギーに限り)	光重合 …… 951	加熱重合 …… 776					
		CAD/CAM冠 (材料料を含む)	CAD/CAM冠用材料	CAD/CAM冠	CAD/CAMインレー							
		小白歯	I	1388	938							
			II	1381	931							
	大臼歯	III	1550	1100								
	前歯	IV	1638									
	(大臼歯は金属アレルギー患者又は上下顎両側の第二大臼歯が残存し左右咬合支持がある第一大臼歯に限り)											
	注) CAD/CAM冠用材料(III)を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料(I)又は(II)により算定する。											
	小児保険装置(印象採得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り) …… 600 (900)											

社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和4年7月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)			接着冠 (材料料を含む)				ボンテック (1歯につき) (材料料を含む)																														
		5歯以下	6歯以上		前歯	小白歯	大白歯	<table border="1"> <tr><td>金パラ</td><td>1117</td><td>1057</td><td>1349</td></tr> <tr><td>銀合金</td><td>406</td><td>346</td><td>362</td></tr> </table>	金パラ	1117	1057	1349	銀合金	406	346	362	<table border="1"> <tr><td>金</td><td>バラ</td><td>小白歯</td><td>1568</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>大白歯</td><td>1939</td></tr> <tr><td>その他</td><td>銀合金</td><td>大・小白歯</td><td>485</td></tr> </table>	金	バラ	小白歯	1568			大白歯	1939	その他	銀合金	大・小白歯	485									
	金パラ	1117	1057	1349																																		
	銀合金	406	346	362																																		
	金	バラ	小白歯	1568																																		
			大白歯	1939																																		
	その他	銀合金	大・小白歯	485																																		
	印象採得料	282 (423)	334 (501)					レジン前装金属	金	バラ	前歯	2085																										
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)					その他	銀合金	小白歯	1768																											
	リテイナー	100 (150)	300 (450)							大白歯	1999																											
試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)							前歯	1245																												
装着料	150 (225)	300 (450)							小白歯	699																												
仮着料	40 (60)	80 (120)							大白歯	559																												
<p>内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) …… +90 (+135)</p> <p>内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに) … { 1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)</p> <p>注) ○5歯以下: 支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合</p> <p>○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。</p> <p>高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……4229</p>																																						
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》			○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。				○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。																														
	歯冠補綴物	5歯以下 ブリッジ	6歯以上 ブリッジ	○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定)				○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。																														
	100	330	440	○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復、チタン冠、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。				○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。																														
<p>注) ○5歯以下: 支台歯とボンテックの数の合計が5歯以下の場合(高強度硬質レジンブリッジ含む) ○6歯以上: 支台歯とボンテックの数の合計が6歯以上の場合</p> <p>注) 当該補綴物の装着時に算定する。</p> <p>○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。</p> <p>○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。</p>																																						
有床義歯	印象採得料 (1装置につき)			有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数				有床義歯内面適合法 (硬質材料)																														
	単純印象	簡単なもの	42 (63)	<table border="1"> <tr><th>局 部 義 歯</th><th>レジン床義歯</th><th>熱可塑性義歯</th><th colspan="2">6月以内</th></tr> <tr><td>1歯~4歯</td><td>656 (686)</td><td>727 (757)</td><td>276 (457) 《427》</td><td>168 (274) 《244》</td></tr> <tr><td>5歯~8歯</td><td>795 (825)</td><td>949 (979)</td><td>328 (546) 《516》</td><td>194 (318) 《288》</td></tr> <tr><td>9歯~11歯</td><td>1097 (1157)</td><td>1221 (1281)</td><td>490 (809) 《749》</td><td>305 (495) 《435》</td></tr> <tr><td>12歯~14歯</td><td>1529 (1589)</td><td>1835 (1895)</td><td>692 (1152) 《1092》</td><td>406 (666) 《606》</td></tr> <tr><td>総 義 歯</td><td>2424 (2539)</td><td>2949 (3064)</td><td>1020 (1688) 《1573》</td><td>625 (1017) 《902》</td></tr> </table>	局 部 義 歯	レジン床義歯	熱可塑性義歯	6月以内		1歯~4歯	656 (686)	727 (757)	276 (457) 《427》	168 (274) 《244》	5歯~8歯	795 (825)	949 (979)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》	9歯~11歯	1097 (1157)	1221 (1281)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》	12歯~14歯	1529 (1589)	1835 (1895)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》	総 義 歯	2424 (2539)	2949 (3064)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》	軟質材料			
	局 部 義 歯	レジン床義歯	熱可塑性義歯		6月以内																																	
	1歯~4歯	656 (686)	727 (757)		276 (457) 《427》	168 (274) 《244》																																
	5歯~8歯	795 (825)	949 (979)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》																																	
	9歯~11歯	1097 (1157)	1221 (1281)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》																																	
	12歯~14歯	1529 (1589)	1835 (1895)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》																																	
	総 義 歯	2424 (2539)	2949 (3064)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》																																	
	困難なもの	72 (108)	シリコン系 …… 1596 (2551) 《2436》				6月以内 …… 996 (1531) 《1416》																															
	連合印象	230 (391)	アクリル系 …… 1530 (2485) 《2370》				6月以内 …… 930 (1465) 《1350》																															
特殊印象	272 (462)	歯科技工加算1 …… +50 (+85) 《+85》				歯科技工加算2 …… +30 (+51) 《+51》																																
咬合採得料 (1装置につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯) …… 57 (97)			装着料				少数歯欠損 (1歯~8歯) …… 60 (90)																														
	多数歯欠損 (1床9歯~14歯) …… 187 (318)			多数歯欠損 (9歯~14歯) …… 120 (180)				総 義 歯 …… 230 (345)																														
	総 義 歯 …… 283 (481)			人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠(乳歯))				補綴隙 (1個につき) …… 65																														
仮床試適料 (1床につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯) …… 40 (60)			部位				前 歯 部																														
	多数歯欠損 (1床9歯~14歯) …… 100 (150)			材 料				両 側																														
総 義 歯 …… 190 (285)				レジン歯				24																														
				スルフォン樹脂				62																														
				硬質レジン歯				58																														
				床用陶歯				187																														
				総 義 歯				375 (563) 《505》																														
				6月以内の修理				少数歯欠損 (1歯~8歯) …… 290 (435) 《420》																														
				多数歯欠損 (9歯~14歯) …… 320 (480) 《450》				190 (285) 《255》																														
				総 義 歯 …… 375 (563) 《505》				245 (368) 《310》																														
				歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) …… +50 (+75) 《+75》				歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) …… +30 (+45) 《+45》																														
				注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。				○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。																														
				○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。																																		
義歯	磁性アタッチメント (材料料を含む)			前歯・小白歯				大白歯																														
	キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1187	1409																																		
		銀合金	613	623																																		
	磁石構造体			1037 (1167)																																		
	鑄造鉤 (材料料を含む)	双子鉤		二腕鉤 (レスト付)																																		
		大大・大小	犬小・小小	大白歯	小白・犬歯	前 歯																																
		14	K	1618	1364	1344	1087	891																														
	金パラ			1459		1196		1061		953		901																										
	コバルトクロム合金			260		260		240		240		240																										
	線 鉤 (材料料を含む)	双子鉤		二腕鉤 (レスト付)		レストなし																																
14		K	876	660	-																																	
不銹鋼・特殊鋼			231		163		139																															
コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)	大白歯		小白・犬歯		前 歯																																	
	鑄造鉤	金パラ	649	595	569																																	
	鑄造鉤	コバルト	274	274	274																																	
バ ー (1個につき) (材料料を含む)	屈曲 不銹鋼・特殊鋼 …… 298																																					
	鑄造 { 金パラ …… 2388																																					
	{ コバルトクロム合金 …… 476																																					
	保持装置 (1個につき) …… +62																																					
	間接支台装置 (1個につき) …… 111																																					

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和4年7月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》			
手 術	拔牙手術 (1歯につき)	口腔内消炎手術	口腔内軟組織異物(人工物)除去術
	乳歯 …… 130 (195)	智歯周囲炎の歯肉弁切除等 …… 120 (156)	簡単なもの …… 30 (45)
	前歯 …… 160 (240)	歯肉膿瘍等 …… 180 (234)	困難なもの
	白歯 …… 270 (405)	骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 …… 230 (345)	浅在性のもの …… 680 (1020)
	難拔牙加算 …… +230 (+345)	顎炎又は顎骨骨髓炎等	深在性のもの …… 1290 (1935)
	(前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯 等に対する骨の開さく又は歯根分離術)	1/2顎未満 …… 750 (1125)	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)
	埋伏歯 …… 1080 (1620)	1/2顎以上 …… 2600 (3900)	軟組織に局限するもの …… 600 (900)
	(骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る)	全顎 …… 5700 (8550)	硬組織に及ぶもの …… 1300 (1950)
	下顎智歯(骨性・水平埋伏) …… +130 (+195)	口腔外消炎手術 (骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等)	顎関節脱臼非観血的整復術
	歯根分割掻爬術 …… 260 (390)	2cm未満のもの …… 180 (270)	(片側) …… 410 (615)
ヘミセクション(分割拔牙) …… 470 (705)	2cm以上5cm未満のもの …… 300 (450)	歯槽骨骨折非観血的整復術	
拔牙窩再掻爬手術 …… 130 (195)	5cm以上のもの …… 750 (1125)	1~2歯 …… 680 (1020)	
歯槽骨整形手術 …… 110 (165)	歯根嚢胞摘出手術	3歯以上 …… 1300 (1950)	
骨瘤除去手術	歯冠大 …… 800 (1200)	創傷処理 (口腔内縫合術)	
腐骨除去手術	拇指頭大 …… 1350 (2025)	長径5cm未満(小深) …… 1400 (2100)	
歯槽部に局限するもの …… 600 (900)	鶏卵大 …… 2040 (3060)	5cm以上10cm未満(中深) …… 1880 (2820)	
顎骨(片側の1/2未満) …… 1300 (1950)	歯根端切除手術 (1歯につき)(歯根端閉鎖の費用を含む)	5cm未満(小浅) …… 530 (795)	
顎骨(片側の1/2以上) …… 3420 (5130)	歯科CT、手術用顕微鏡を使用 …… 2000 (3000)	5cm以上10cm未満(中浅) …… 950 (1425)	
	上記以外 …… 1350 (2025)		
	注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った 場合の従たる手術は50/100算定。		

麻酔	伝達麻酔 …… 42 (63) (下顎孔・眼窩下孔)	浸潤麻酔 …… 30 (45) (手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、 う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)	吸入鎮静法 30分まで …… 70 (105) 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに …… +10 (+15)	静脈内鎮静法 …… 600 (900)
----	-------------------------------	--	---	---------------------

歯 冠	補綴時診断料 (1装置につき)	新製(ブリッジ、有床義歯の新製) …… 90	新製以外 …… 70	即時充填形成(充形) …… 128 (192)	インレー修復形成(修形) …… 120 (180)																												
	歯冠形成 (1歯につき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">金属冠</th> <th colspan="2">非金属冠</th> <th>既製冠</th> </tr> <tr> <th>前歯1/2冠 レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠</th> <th>白歯1/2冠 FMC チタン冠</th> <th>接着Brの支台 接着冠</th> <th>硬質レジン</th> <th>CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ</th> <th>乳歯金属冠 既製金属冠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生PZ</td> <td>796 (1194)</td> <td>306 (459)</td> <td>796 (1194)</td> <td>306 (459)</td> <td>796 (1194)</td> <td>120 (180)</td> </tr> <tr> <td>失PZ</td> <td>636 (954)</td> <td>166 (249)</td> <td></td> <td>166 (249)</td> <td>636 (954)</td> <td>114 (171)</td> </tr> </tbody> </table>			金属冠			非金属冠		既製冠	前歯1/2冠 レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠	白歯1/2冠 FMC チタン冠	接着Brの支台 接着冠	硬質レジン	CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ	乳歯金属冠 既製金属冠	生PZ	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)	失PZ	636 (954)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)	ブリッジ支台歯形成加算(金属冠、非金属冠) …… +20 (+30)	単純なもの …… 11	複雑なもの …… 29
		金属冠			非金属冠		既製冠																										
		前歯1/2冠 レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠	白歯1/2冠 FMC チタン冠	接着Brの支台 接着冠	硬質レジン	CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ	乳歯金属冠 既製金属冠																										
	生PZ	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)																										
	失PZ	636 (954)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)																										
	テンポラリークラウン (1歯1回)(製作、装着、装着材料料の費用を含む) …… 34 (51)	(前歯のレジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠、レジン前装チタン冠、CAD/CAM冠)	ファイバーポスト (材料料を含む) (大・小白歯は根管数により最大2本まで)		単純なもの …… 8	複雑なもの …… 22																											
	窩洞形成 (KP) { 単純なもの …… 60 (90) 複雑なもの …… 86 (129)	※Br支台歯形成加算として複雑なもののみ(1歯につき)+20 (+30) う蝕歯無痛窩洞形成加算(う蝕無痛) (KPと充形が対象) …… +40 (+60)	直接法	間接法	単純なもの …… 9	複雑なもの …… 23																											
	支台築造 (材料料を含む)		大臼歯	前・小白歯	単純なもの …… 4	複雑なもの …… 11																											
			1本	2本	単純なもの …… 3	複雑なもの …… 8																											
		2本	2本	単純なもの …… 6	複雑なもの …… 17																												
		1本	2本																														
		2本	2本																														

修 復	印象採得料 (1個につき)	支台築造(金属コア・ファイバーポストの印象) …… 50 (75)	単純 …… 32 (48)	連合 …… 64 (96)	咬合採得料 (1個につき) …… 18 (27)	装着料 (1個につき)	歯冠修復 …… 45 (68)	内面処理加算 I (CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー) …… +45 (+68)	装着材料料	接着性レジンセメント(レジン系)標準型・ 自動練和型 …… 17	歯科用合着・接着材料 I (ガラスアイオノマー系レジンセメント) (ガラスアイオノマー系)標準型 …… 10 自動練和型 …… 12	歯科用合着・接着材料 II …… 12 (ガラスアイオノマーセメント(接着用)、 シアノアクリレート系セメント)	歯科用合着・接着材料 III …… 4 (歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイポント燐酸亜鉛セメント、 カルボキシレートセメント、水硬性セメント)	仮着用セメント (1歯につき) …… 4	歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)	金属歯冠修復	インレー	前歯1/2冠	白歯1/2冠	FMC	レジン前装金属冠 前歯・小白歯		

社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和4年7月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)		接着冠 (材料料を含む)			ボンテック (1歯につき) (材料料を含む)									
		5 歯 以下	6 歯 以上		前歯	小臼歯	大臼歯	鑄	金	パ	ラ	小 白 歯	1568		
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	金パラ	1117	1057	1349					大 白 歯	1939		
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	銀合金	406	346	362	造	そ	他	銀	合	金	大・小臼歯	485
	リテイナー	100 (150)	300 (450)												
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)					レジン前装金属	金	パ	ラ	前 歯	2085		
	装着料	150 (225)	300 (450)									小 白 歯	1768		
	仮着料	40 (60)	80 (120)									大 白 歯	1999		
								そ	他	銀	合	金	前 歯	1245	
												小 白 歯	699		
											大 白 歯	559			
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) …… +90 (+135)					冠及びボンテックの修理									
	内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに) …… { 1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)					レジン前装金属冠 レジン前装金属ボンテック		窩洞形成 + 充填 + 材料料 60 (90) 106 (159)							
	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。					歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック、高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)		修理 + 人工歯料 70 (105)							
	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……4229														
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》			○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。				○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。							
	歯冠補綴物	5 歯 以下 ブリッジ	6 歯 以上 ブリッジ	○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定)				○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。							
	100	330	440	○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復、チタン冠、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。				○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。							
	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテックの数の合計が5歯以下の場合(高強度硬質レジンブリッジ含む) ○6歯以上: 支台歯とボンテックの数の合計が6歯以上の場合 注) 当該補綴物の装着時に算定する。			○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。				○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。							
有床義歯	印象採得料 (1装置につき)			有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数											
	単純印象	簡単なもの	42 (63)	レジン床義歯	熱可塑性義歯	有床義歯内面適合法 (硬質材料)									
		困難なもの	72 (108)	1 歯～4 歯	727 (757)	276 (457) 《427》	168 (274) 《244》	6 月以内							
	連合印象		230 (391)	5 歯～8 歯	949 (979)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》								
	特殊印象		272 (462)	9 歯～11 歯	1221 (1281)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》								
	咬合採得料 (1装置につき)			12 歯～14 歯	1529 (1589)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》								
	少数歯欠損 (1床1歯～8歯)		57 (97)	総 義 歯	2424 (2539)	2949 (3064)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》							
	多数歯欠損 (1床9歯～14歯)		187 (318)	下顎総義歯内面適合法 軟質材料		シリコン系 …… 1596 (2551) 《2436》	6 月以内 …… 996 (1531) 《1416》	アクリル系 …… 1530 (2485) 《2370》							
	総 義 歯		283 (481)			6 月以内 …… 930 (1465) 《1350》	歯科技工加算1 …… +50 (+85) 《+85》								
	仮床試適料 (1床につき)					歯科技工加算2 …… +30 (+51) 《+51》									
少数歯欠損 (1床1歯～8歯)		40 (60)													
多数歯欠損 (1床9歯～14歯)		100 (150)													
総 義 歯		190 (285)													
床義歯	磁性アタッチメント (材料料を含む)			装着料											
				少数歯欠損 (1歯～8歯)	60 (90)										
				多数歯欠損 (9歯～14歯)	120 (180)										
				総 義 歯	230 (345)										
				人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠(乳歯))											
				材料	部位	前 歯 部	小 ・ 白 歯 部								
					両 側	片 側	両 側	片 側							
				レジン歯	24	12	24	12							
				スルフォン樹脂	62	31	87	43							
				硬質レジン歯	58	29	73	37							
			床用陶歯	187	94	101	51								
			補綴隙 (1個につき) …… 65												
義歯	鑄造鉤 (材料料を含む)			有床義歯修理 (装着料を含む) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数				6 月以内の修理							
				少数歯欠損 (1歯～8歯)	290 (435) 《420》	160 (240) 《225》									
				多数歯欠損 (9歯～14歯)	320 (480) 《450》	190 (285) 《255》									
				総 義 歯	375 (563) 《505》	245 (368) 《310》									
				歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) …… +50 (+75) 《+75》											
				歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) …… +30 (+45) 《+45》											
				注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。											
				コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)											
				大白歯	小臼・犬歯	前 歯									
				鑄造鉤	金	パ	ラ	649	595	569					
			線 鉤	コ	バ	ルト	274	274	274						
			バ (1個につき) (材料料を含む)												
			屈曲 不銹鋼・特殊鋼 …… 298												
			鑄造 { 金パラ …… 2388												
			{ コバルトクロム合金 …… 476												
			保持装置 (1個につき) …… +62												
			間接支台装置 (1個につき) …… 111												

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 31 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和4年5月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和4年7月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 81 点
- ロ 小白歯・前歯 50 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,052点
- (2) 4分の3冠 1,315点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 447点
 - b 複雑なもの 826点
 - ロ 5分の4冠 1,039点
 - ハ 全部金属冠 1,308点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 304点
 - b 複雑なもの 604点
 - ロ 4分の3冠 747点
 - ハ 5分の4冠 747点
 - ニ 全部金属冠 936点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	23 点
b	複雑なもの	40 点
ロ	5分の4冠	52 点
ハ	全部金属冠	64 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ	全部金属冠	47 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	747 点
(2)	小白歯	747 点
(3)	大白歯	1,039 点
2	銀合金	
(1)	前歯	36 点
(2)	小白歯	36 点
(3)	大白歯	52 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	447 点
ロ	小白歯・前歯	304 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	23 点
ロ	小白歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,166 点
2	銀合金を用いた場合	103 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,505点

ロ 小臼歯 1,134点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 51点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 905点

ロ 小臼歯 1,134点

ハ 大臼歯 1,505点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 65点

ロ 小臼歯 65点

ハ 大臼歯 65点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯 (1 顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	37 点
M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,363 点
ロ 犬歯・小白歯	1,109 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	1,109 点
ロ 犬歯・小白歯	852 点
ハ 前歯 (切歯)	656 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,204 点
ロ 犬歯・小白歯	941 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	826 点
ロ 犬歯・小白歯	718 点
ハ 前歯 (切歯)	666 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤 (1 個につき)	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	652 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	504 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	333 点
(2) 犬歯・小白歯	359 点
(3) 大白歯	413 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	826 点
ロ 小臼歯・前歯	604 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	40 点
ロ 小臼歯・前歯	30 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,930 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>81 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>50 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,052 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,315 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>447 点</u> b 複雑なもの <u>826 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 77 点 ロ 小白歯・前歯 48 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 964 点 (2) 4分の3冠 1,205 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 410 点 b 複雑なもの 759 点

ロ 5分の4冠	<u>1,039点</u>	ロ 5分の4冠	955点
ハ 全部金属冠	<u>1,308点</u>	ハ 全部金属冠	1,201点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>304点</u>	a 単純なもの	279点
b 複雑なもの	<u>604点</u>	b 複雑なもの	555点
ロ 4分の3冠	<u>747点</u>	ロ 4分の3冠	686点
ハ 5分の4冠	<u>747点</u>	ハ 5分の4冠	686点
ニ 全部金属冠	<u>936点</u>	ニ 全部金属冠	860点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>23点</u>	a 単純なもの	22点
b 複雑なもの	<u>40点</u>	b 複雑なもの	38点
ロ 5分の4冠	<u>52点</u>	ロ 5分の4冠	50点
ハ 全部金属冠	<u>64点</u>	ハ 全部金属冠	61点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14点	a 単純なもの	14点
b 複雑なもの	<u>30点</u>	b 複雑なもの	29点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>36点</u>	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>36点</u>	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点
ニ 全部金属冠	<u>47点</u>	ニ 全部金属冠	45点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>747点</u>	(1) 前歯	686点
(2) 小臼歯	<u>747点</u>	(2) 小臼歯	686点

(3) 大白歯	1,039 点	(3) 大白歯	955 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	36 点	(1) 前歯	35 点
(2) 小臼歯	36 点	(2) 小臼歯	35 点
(3) 大白歯	52 点	(3) 大白歯	50 点
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	447 点	イ 大白歯	410 点
ロ 小臼歯・前歯	304 点	ロ 小臼歯・前歯	279 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	23 点	イ 大白歯	22 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,166 点	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,071 点
2 銀合金を用いた場合	103 点	2 銀合金を用いた場合	99 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	1,505 点	イ 大白歯	1,383 点
ロ 小臼歯	1,134 点	ロ 小臼歯	1,042 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	51 点	大白歯・小臼歯	49 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	905 点	イ 前歯	831 点
ロ 小臼歯	1,134 点	ロ 小臼歯	1,042 点
ハ 大白歯	1,505 点	ハ 大白歯	1,383 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>65 点</u>	イ 前歯	63 点
ロ 小臼歯	<u>65 点</u>	ロ 小臼歯	63 点
ハ 大臼歯	<u>65 点</u>	ハ 大臼歯	63 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,363 点</u>	イ 大・小臼歯	1,249 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,109 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	1,016 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,109 点</u>	イ 大臼歯	1,016 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>852 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	780 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>656 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	601 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,204 点</u>	イ 大・小臼歯	1,106 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>941 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	865 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>826 点</u>	イ 大臼歯	759 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>718 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	660 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>666 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	612 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>652 点</u>	(1) 双子鉤	599 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>504 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	463 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>333 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>359 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>413 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>826 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>604 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>40 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>30 点</u></p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,930 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 306 点</p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 330 点</p> <p>(3) 大臼歯 380 点</p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 759 点</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 555 点</p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 38 点</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 29 点</p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,773 点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	--